

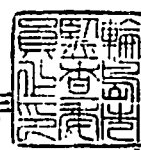
輪島市監査公表第 6号

平成24年12月18日付発監査第214号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年1月29日

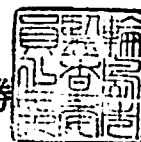
輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





収 上 第 198 号
平成25年 1月17日

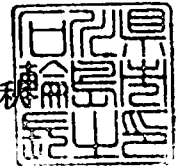
輪島市監査委員（代表監査委員）

湊 良 作 様

輪島市監査委員（議会選出委員）

中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 穂



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

上下水道課

監査執行年月日

平成24年11月29日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について</p> <p>督促状や催告書の発送・臨戸訪問の徴収努力にもかかわらず、滞納額は年々増加している。経営の健全性維持並びに公平負担の観点からも、悪質な滞納者については輪島市給水条例に基づき厳しい態度で臨む等、滞納額縮減に努められたい。</p>	<p>滞納額の縮減に向け、催告書の送付や、自宅訪問を行い、それでも、なお、悪質な滞納者には、上下水道が日常生活と密接していることを踏まえ、給水停止による使用制限を行うなど、慎重な対応に努めている。</p> <p>また、平成24年4月からはコンビニエンスストアで上下水道使用料金を納められるようになり、使用者の利便性を拡充させ滞納額の縮減を図ることにも努めている。</p> <p>今後も、厳しい態度で臨み、新たな滞納者を増やさないよう努めて参りたい。</p>	<p>措置方針等</p>